

令和5年第2回定例会

都市建設常任委員会会議概要

委員長 花田 明 仁

副委員長 木村 淳 司

1 **開催日時** 令和5年7月11日（火曜日）午前10時23分～午前10時50分

2 **開催場所** 第3・第4委員会室

3 **審査案件**

議案第87号 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

4 **報告案件**

(1) 下水道区域の見直しについて

(2) ねぶた祭、お盆の市営バス運行について

(3) 令和4年度における市営バスの交通事故発生状況について

○**出席委員**

委員長 花田明仁

委員 軽米智雅子

副委員長 木村淳司

委員 天内慎也

委員 蛭名和子

委員 藤田誠

委員 中田靖人

委員 木下靖

○**欠席委員**

なし

○**説明のため出席した者の職氏名**

企業局長 鈴木裕司

水道部次長 一戸隆雄

都市整備部長 清水明彦

交通部次長 高野雅子

水道部長 三浦大延

住宅まちづくり課長 小鹿正憲

交通部長 佐々木淳

関係課長等

都市整備部次長 土岐政温

○**事務局出席職員氏名**

議事調査課主査 久保拓哉

議事調査課主査 柿崎良輔

議事調査課主査 岩間憲仁

○**花田明仁委員長** ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案2件について、ただいまから審査いたします。

議案第87号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○**清水明彦都市整備部長** それでは、議案第87号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

初めに制定理由ですが、建築基準法、都市の低炭素化の促進に関する法律に定める認定基準及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネルギー性能基準がそれぞれ改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、1つには、建築基準法の改正による許可申請手数料等の追加であり、主に省エネルギー性能の向上に資するための工事で一定の条件を満たす場合に、容積率、建蔽率、高さ等の制限に対する許可、認定が新設されたことに伴い、対象条項を追加するものであります。

一例としまして、太陽光発電設備等を建築物の屋上に設置する場合におきまして、建築物の高さの最高制限を超えることができる建築物高さの特例許可手数料16万円が新たに追加されます。

2つには、低炭素法に定める認定基準の統一化であり、これまで省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定と、低炭素法に基づく低炭素建築物新築等計画認定は、それぞれの法で定める基準に適合することが求められていたところではありますが、省エネ法に基づく省エネルギー性能基準に統一されたことから、それぞれの認定手数料の適用範囲及び手数料額を統一するものであります。

一例としまして、新築一戸建ての住宅・適合証ありの場合ですが、従来は認定申請手数料だと建築物エネルギー消費性能向上計画認定の場合に4000円、低炭素建築物新築等計画認定の場合に5000円であったところを、4000円に統一するものであります。

3つには、省エネルギー性能基準の改正によるものでありますが、住宅に係る省エネルギー性能の算定について、計算を不要とする誘導仕様基準が新たに設けられたことに伴いまして、認定手数料を追加するほか、引用条項等の整合を図るものであります。この誘導仕様基準とは、あらかじめ省エネルギー性能が決められた建材等を組み合わせて使用する場合、計算によらずに省エネルギー性能を有することが確認できる基準であります。

一例としまして、適合証の添付のない新築一戸建ての住宅で申請の場合、1万7000円となります。

条例の施行期日につきましては、公布の日からを予定しております。

資料2 ページ目以降の新旧対照表につきましては、ただいま御説明した内容を対比させたものであります。

以上、議案第87号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号「青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 続きまして、議案第89号「青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

初めに「1 制定理由」ですが、平成24年度から実施しております市営住宅小柳第一団地建替事業が令和5年4月に完了したことに伴い、所要の改正をするものであります。

次に「2 改正内容」としましては、青森市営住宅管理条例別表に規定しております青森市営住宅小柳第一団地の戸数について、320戸から297戸に改めるものであります。

なお、条例の施行期日につきましては、公布の日としております。

資料2 ページの新旧対照表につきましては、ただいま御説明した内容を対比させたものであります。

以上、議案第89号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 小柳第一団地の経緯がちょっと分からないんですけれども、何点かお聞きしますが、この320戸から297戸に減らした理由は何なんでしょうか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○**清水明彦都市整備部長** こちらなんですけれども、小柳第一団地建替事業を行う前の戸数がもともと13棟320戸ありました。そこから、小柳第一団地の建て替えを行いまして、今3棟297戸、そちらの建て替えが完了しましたので、320戸から297戸に戸数を変更するところでもあります。

○**花田明仁委員長** 天内委員。

○**天内慎也委員** それで令和5年4月に完了したということなので、今現在の297戸に入居していると思うんですけれども、297戸に対して入居者がどのくらい入っているのか、満杯なのかどうかということ。

○**花田明仁委員長** 都市整備部長。

○**清水明彦都市整備部長** ちょっと私のほうで資料を持ち合わせていないので、住宅まちづくり課長に代わりお答えいたします。

○**花田明仁委員長** 住宅まちづくり課長。

○**小鹿正憲住宅まちづくり課長** 住宅まちづくり課です。令和5年6月1日現在の数字になりますけれども、297戸のうち280戸入居しておりまして、入居率が94.28%となっております。

○**花田明仁委員長** 天内委員。

○**天内慎也委員** 297戸に対して280戸ということですよ。17戸が今空いているんですけれど、それはどうなんですか。埋まる予定があるのか、申込みがあるのか、お願いします。

○**花田明仁委員長** 住宅まちづくり課長。

○**小鹿正憲住宅まちづくり課長** こちらは公開抽せん方式ということで、要は期間ごとで空き戸数に対して募集をかけているところなんですけど、これからこの分については、空いているところに関して募集をかけて、抽せんをして入居者を決めていくという進め方になっております。

○**花田明仁委員長** 天内委員。

○**天内慎也委員** 現状は分かりましたが、私は青森の市営住宅に入りたいという人の相談を受けたりしていて、抽せんでも何回も落ちたりなど、非常に市営住宅の人気があるというか、入りたい人が多いという認識をしています。それで新しく建て替えたことは当然いいんですけれども、もともとあった戸数より減らしたということに対しては、やっぱりちょっと賛成できないということで、反対申し上げたいと思います。

○**花田明仁委員長** ほかにありませんか。木下委員。

○**木下靖委員** 今の説明で、もともと13棟320戸あったものが、3棟297戸に減らした形での建設がされたということなんですけれども、もともと戸数を減らして建設したという理由は何だったんですか。

○**花田明仁委員長** 都市整備部長。

○**清水明彦都市整備部長** 今、木下委員からありましたとおり、当初は5棟457戸

を建て替える計画でありました。こちら令和3年3月に青森市公営住宅等長寿命化計画改正の際に、将来の公営住宅の需要と供給の推計をした結果、20年予測の中で需要に対する供給というところは、5棟あるうちの2棟建てなくてももしっかり供給確保されるというところの見通しが出たところでありまして、それを基に今回建てていないB棟とC棟の建設は行わないというところで計画を改め、現在の3棟297戸に変更したという状況であります。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 そうすれば新しく建て替えたほうに入っている人というのは、もともと住んでいた、旧小柳第一団地に入っていた人たちが優先的に入るんだと思うんですが、もともと満杯だったかどうかもなんですけれども、そういう人たちは漏れなく、今の新築された団地のほうに移られたという理解でよろしいですか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 当然ながら、もともと住まわれていた方は、建て替えた小柳第一団地に移っていただくということで対応していただいております。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 それとあと、先ほど元が5棟457戸とおっしゃいましたっけ。

〔清水明彦都市整備部長「はい」と呼ぶ〕

○木下靖委員 457戸だったものが供給予測でB棟とC棟は建設を取りやめ、新しく出来た297戸分、これで足りるだろうということですが、もともと320戸に入っていた人たち全部が今の297戸に入っているわけじゃないですよ。その方たちは、もともとの老朽化などで建て替えたんでしょうけれども、今後の建て替えというのは全然必要ないんでしょうか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 すみません。建て替え当時の状況、どれぐらい入居者があったというところについても、ちょっと私、持ち合わせているものがないので、住宅まちづくり課長からの答弁でよろしいでしょうか。

○花田明仁委員長 住宅まちづくり課長。

○小鹿正憲住宅まちづくり課長 もともと建て替え計画で457戸あったんですが、今回の条例改正の資料を御覧いただきたいんですけども、もともと小柳第一団地自体は320戸ありました。それを今回297戸ということで、本来の計画であれば320戸から増やすという計画であったものを先ほど部長からお話ししましたとおり、将来の推計をした結果、市全体で小柳第一団地を297戸にしても足りるだろうということで5棟を3棟にしたということになります。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 確認になりますけれども、320戸に入居されていた方々がいて、その方たちは今の新しい団地297戸のうちの280戸、これに皆さん移って問題なく生活していらっしゃるということでよろしいですね——分かりました。

○花田明仁委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については反対意見がありましたので、起立により採決いたします。

議案第 89 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○花田明仁委員長 起立多数であります。

よって、議案第 89 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○花田明仁委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「下水道区域の見直しについて」報告を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 下水道区域の見直しについて、御説明いたします。

まず、資料 1 を御覧ください。

下水道区域の見直しにつきましては、本年 4 月 21 日開催の都市建設常任委員協議会におきまして、委員の皆様にご説明したところであります。

資料 2 を御覧ください。

見直しの内容につきましては、資料 2 概要図のとおり、黄色で着色した区域を下水道処理区域から合併処理浄化槽による区域に変更するものとしたところであります。

資料 1 にお戻りください。

その後、県では、県内各市町村の汚水処理施設整備方針をまとめた青森県汚水処理施設整備構想の第 5 次構想案につきまして、県内全市町村を対象に、本年 4 月 28 日から 5 月 29 日までの期間でパブリックコメントを実施いたしました。結果として、本市分も含め、県民から寄せられた意見等がなかったことから、青森県汚水処理施設整備構想第 5 次構想を本年 6 月 26 日に策定し、県のホームページで公表したところであります。

これを受けまして、本市におきましても、同日から本市区域の見直しに関する概要図等を市のホームページで公表しておりますほか、青森県汚水処理施設整備構想第 5 次構想を閲覧できますよう、同ページにてリンク先のアドレスを紹介しているものであります。

なお、下水道区域の見直しに関する市民からの問合せ等につきましては、引き続

き企業局水道部下水道整備課におきまして、適切に対応してまいります。

報告は以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「ねぶた祭、お盆の市営バス運行について」報告を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 それではねぶた祭、お盆の市営バス運行について御説明いたします。

今年のねぶた祭及びお盆期間における市営バスの運行について御報告です。

初めに、ねぶた祭期間中のバス運行について御報告いたします。

お手元の資料1-1、ねぶた祭に伴うバス運行の御案内を御覧ください。

ねぶた祭期間中につきましては、国道や新町通りなどが交通規制により通行止めとなるため、令和5年8月2日から6日までは18時頃から、7日につきましては12時頃から、ねぶた運行終了時まで市営バスの運行コースを変更することといたしております。

迂回経路につきましては、資料に案内図がありますけれども、これまで同様、国道・新町通り経由を、安方・本町経由や、中央古川・旧線路通り経由などに迂回させるとともに、それぞれに臨時のバス停を設けることとしております。

続きまして、タブレットを御覧の委員の方々には次の2枚目を御覧いただければと思います。

ねぶた祭期間中の臨時バスにつきましては、2日から7日の花火大会までの間、青森駅や古川から各方面への便をそれぞれ記載のとおり運行することとしております。その中で赤く「※」の記載があると思うんですけど、こちらについては、青森駅から東部営業所までの便及び古川から西部営業所までの便でありますけれども、こちらについては、21時から21時30分までの間、お客様の利用状況に応じて、随時臨時便として状況に合わせて発車させる対応ということで時間等を設定しているものであります。

続きまして、お盆期間中における臨時便の運行について、御報告いたします。

お盆期間中の運行につきましては、お墓参り客の需要に合わせて、三内・八甲田・月見野の各霊園行きのバスについて、昨年度と同様に8月12日、13日、16日、20日の4日間、それぞれ臨時バスを運行いたします。

資料1-2、お盆臨時バス運行の御案内を御覧ください。

まず、三内霊園行きですが、13日につきましては、令和2年からなんですけれども、利用者が非常に多い古川バス停の混雑を解消するために三内霊園と青森駅間の便を19便増やしまして、利用者の分散を図ってきたところでありまして、分散がうまくいっているということもあわせて、今年度も昨年度同様の対応としておりまして、三内霊園行きはおおむね20分から30分間隔、三内霊園発は10分か

ら 15 分間隔で運行することによりまして、72 便を運行することとしております。

また、16 日、20 日につきましては、昨年同様それぞれ 8 便の臨時バスを運行いたします。

資料 2 枚目を御覧ください。

次に八甲田霊園行きになりますけれども、こちらは昨年同様 12 日は往復で 4 便、13 日は 12 便、16 日及び 20 日については、それぞれ 8 便の臨時バスを運行いたします。

続きまして月見野霊園行きです。こちらはまず、明の星高校経由につきましては、12 日は往復で 4 便、13 日は 11 便、16 日は 8 便、20 日は 6 便の臨時バスを運行いたします。

また、幸畑市民館経由につきましても、昨年同様 13 日に 2 便の臨時バスを運行いたします。

なお、各霊園からの臨時便の発車時刻につきましては、御利用者が各霊園におおむね 1 時間くらいは滞在できるよう設定しているところであります。

最後に、ねぶた祭、お盆の運行に関する周知につきましては、「広報あおもり」や交通部ホームページ、ツイッター及びバスロケーションシステム、あおもりマイ時刻表、グーグルマップなどでお知らせするほか、それぞれの案内チラシを東西各営業所、青森駅前発売所、N T T 青森支店前発売所、市役所本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎、各市民センターなどへ設置するとともに、お墓の所有者の方へ霊園管理料納付書を送付時に臨時バス時刻表を同封することや臨時バスが利用いただける主要バス停留所等へ掲示するなど、広くお知らせしてまいります。

報告は以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和 4 年度における市営バスの交通事故発生状況について」報告を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 それでは令和 4 年度における市営バスの交通事故発生状況について、御報告いたします。

お手元の資料 2 を御覧ください。

まず初めに、「1 交通事故の種類別件数」についてですけれども、まず人身事故が 2 件で前年度と比較して 5 件の減少、同様に、人身と物損が同時に発生した事故はありませんでしたので 1 件の減少、あと、物損事故が 25 件で 18 件の減少で合計で 27 件、昨年度に比しまして 24 件の減少となりました。

また、「2 交通事故の過失別件数」につきましては、主な内訳といたしまして、当方に過失があるものが 16 件で 8 件の減少、双方に過失割合があるものがゼロ件で 7 件の減少、相手に過失があるものが 9 件で 9 件の減少となっております。

次に、「3 交通事故の月別件数」につきましては、11月までは昨年度並みで推移してきていましたが、例年、雪による事故等で事故件数が増加の傾向にあります。12月以降は、昨年度に比べて大きく減少しております。これは積雪量が少なかったことが最も大きな要因と考えておりますけれども、交通部といたしましては、冬期間の安全運行確保のために令和2年度に導入したドライブレコーダーの冬期間の映像等を活用した運転研修を実施しておりますほか、冬期間における事故発生箇所等について、乗務員が認識しやすいように各営業所内に地図を貼り出すなどの対策に取り組んできたところであります。

今後におきましても、交通事故の防止に向けて、冬期間における事故発生箇所や危険箇所等の注意喚起、また乗務前の点呼における月ごとの安全運転の重点目標の復唱、またドライブレコーダーを活用した運転研修の充実などにより、安全運転の徹底を図ってまいります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)